

始



10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
70m
1
2
3
4

4
1

特 248

737

日和十四年十二月

農林水產用石油配給問題の經緯

556

農林水產用石油配給問題の經緯

一、石油配給問題の由來

戰時統制經濟の深化に伴ひ石油も他の農林水產用資材と同様に配給數量が規定せらるゝに至り從來の商業機構に依つて配給して來たが今春以來全國農山漁村到る處に石油逼迫の事實が簇生するに至つたので本年五月農林商工兩省の協議の結果農林水產用石油配給要項が制定せられ爾來農林水產用石油は一般民需より特定分離して農林水產用のレツテルを貼用し配給せらるゝこととなつたものである。然るに配給は依然として商業者の手に委ねられて居た爲に全國各地に配給不圓滑を招來し農林水產用のレツテルを貼用して分離した石油が他用途に流失し或は府縣の發行した石油切符を提示しても現在は入手出來ないといふ様なる態が各地に頻發し民心の不安が増大するに至つたので農山漁村では農林用水產の石油は中央に於て特定分離せられたものを全購聯

特248
737

全漁聯をして系統組織を通して一元的配給を爲さしむるに非ずんば到底偏在を防止し適正配給は絶對に期し得ざることを主張し來つたのである。

二、櫻内農相は本件の重要性に鑑み農林商工連絡委員會を設置した

政府に於ても以上の如く石油配給を始めとし農林水產用資材配給の不適正を認め之が是正の必要を感じ櫻内農相は七月末に至り農林商工連絡委員會を設置し適正配給に付いて審議立案せしむることとなつたこの委員會は農林商工兩省の外に大藏省並企畫院の參加を求めて數次の會合を重ね八月末に至りて略石油配給方法の決定を見んとする情勢にあつた處突如として平沼内閣の總辭職に依り一頓座するに至つた。

三、伍堂農商相は就任早々石油配給統制規則の裁定に當り農山漁村の要求を完全に無視した。

八月下旬平沼内閣に代りて阿部内閣成立するや、伍堂農商相は就任早々櫻内農相時代に設置したる農林商工連絡委員會の廢止を聲明し九月二十三日農山漁村の要求を全然無視したる石油配給統制規則を決定發表するに至つた。

茲に於て全國農山漁村の憤懣其の極に達し東西相呼應して農山漁村團體協議會の開催となり伍堂農商相の不當なる處置を糾弾専任農相設置ご戰時農林漁業政策の確立の呼を擧げてこの運動は忽にして全國に波及するに至つた。

四、伍堂商相はこの全國的な農山漁村側の反撃に直面し覺書に依り曩の決定を訂正した

かかる全國的情勢に伍堂商相は之を放置し難いと急遽農相商工兩省に石油配給規則の運用に關して再検討を命じ十月三日に至りて覺書に依つて農山漁村側の要求を相當容認するに至つた。

五、石油配給統制規則と覺書の内容は次の通りである

九月二十三日の商工省令石油配給統制規則に依れば石油は一切輸入業者並精製業者を以て組織せる中央共販會社から從來各會社の特約店を以て組織せる道府縣卸賣會社を通し小賣業者に配給せしむることとなりその原則に於ては農林省側の意見も全國農山漁村側の眞摯な要望も全く無視せられたのであるが右配給規則の實行に對し伍堂農商相に依り訂正せられたる九月二十日及石油配給統制規則第四條但書の活用により十月三日の覺書は左の通りである。

農林水産業用石油配給統制實施細目要綱

甲 號（一四、九、二〇）

一、農林水産用石油ノ配給ノ圓滑ラ期スル趣旨ヲ以テ地方卸賣會社ハ產業組合漁業組合ノ系統機關ト協議シテ農漁村ノ實情ニ適應シタル配給計畫ヲ作成ノ上地方長官ニ提出シ地方長官ハ地方石油配給委員ニ諮詢ノ上之ヲ承認スルコト
前項ノ配給計畫ニ基キ現實ニ地方卸賣會社ガ出荷スル場合ニ於テモ更ニ產業組合漁業組合

ノ系統機關ト協議シテ農漁村ノ需要充足ニ遺憾ナキヲ期スルコト

二、農林水産漁業用石油ニシテ從來產業組合、漁業組合ノ系統機關ガ元會社ヨリ直接購入シ居タルモノハ之ヲ石油配給統制規則第四條但書ノ特別ノ事情ニ依ル場合ニ該當スルモノトシテ、統制會社ヲシテ商工大臣ノ許可ヲ受ケシメ統制會社ヨリ從來ノ數量ニ相當スル數量ノ直接購入ヲ認ムル事

尙地方ニ於ケル組合系統機關ニシテ特約店ヨリ卸賣ヲ受ケ居リタルモノニ付テハ地方卸賣會社ノ配給計畫ノ承認ニ當リ特ニ從來ノ數量ニ相當スル數量ニ付キ地方卸賣會社ヨリ組合系統機關ニ對スル直接購入ヲ認ムルコト

但シ右數量ハ必要ニ應ジ農林商工兩省協議ノ上之ヲ變更スル事アルベシ
三、第八條ニ依リ必要ナル命令ヲナス場合ニ於テ農林水產業用石油ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣ハ豫メ農林大臣ニ協議スル事

但シ緊急止ムヲ得ザル場合ハ此ノ限りニアラザル事

乙 號（一四、一〇、三）

第一 農林水產業用石油ノ產業組合及漁業組合系統ニ依ル配給ハ左ノ要領ニ依リ實施スルモノトス

一、重油ハ漁業組合產業組合及其ノ系統機關ニ於ケル「タンク」設置ノ趣旨ニ鑑ミ此等ノ團體ヲ施設主體トスル「タンク」ヲ利用シ得ル程度ニ於テ總テ其ノ數量ハ全漁聯及全購聯ガ直接石油中央共販機關ヨリ配給ヲ受ケルト共ニ其ノ外ニ漁業組合產業組合及其ノ系統機關ニ於テ取扱ヒ居ル分ハ從來ノ實績ニ應ジ從來ニ準ズル方法ヲ以テ配給ノ統制ヲ爲スコト

二、燈油及輕油ハ從來產業組合、漁業組合ノ系統機關ニ於テ取扱ヒ來レル數量並ニ產業組合、漁業組合等ノ共同施設事業用ニ必要ナル數量ヘ總テ全購聯及全漁聯ニ於テ取經メ直接

石油中央共販機關ヨリ配給ヲ受ケ之ガ統制ヲ爲スコト

三、揮發油及機械油ハ從來產業組合、漁業組合及其ノ系統機關ニ於テ取扱ヒ居ルモノニ付テハ從來ノ實績ニ應ジ從來ニ準ズル方法ニ依リ配給ヲ統制スルコト

六、覺書に對する石油業者の反對

右の覺書は十一月一日より實施することとなつて居たが十月四日至り石油業者より猛烈な反対運動が起り十月四日石油共販會社の重役會に覺書が撤回されない場合は共販會社の解散を爲す旨を決議し全國石油卸賣業者並小賣業者は全國石油業者聯合會を結成し十月九日大會を開催し各方面にあらゆる手段を以て反対運動をづけ之が爲農山漁村用石油の最盛需用期に際會せるに不拘十一月一日の實施期日を経過したのである。

七、酒井農相の就任と全日本農山漁民同盟の結成

十月十六日政府は農山漁村側の要求を容れ伍堂農商相を商相専任と

し専任農相として酒井伯の就任を見るに至つたこの間に於て九月二十二日東西相呼應して開催せられたる農山漁村團體協議會は中央地方に發展し各道府縣を區域として農山漁民同盟を結成することとなり東日本、關西、九州の三ブロックを形成し更に十月二十九日には之を統合して全日本農山漁民同盟の結成を見るに至つたのである。實に農山漁民同盟の運動は石油問題に端を發して全國農山漁民を打て一丸としたる運動に進展し専任農相設置の目的を達成したる後は戰時農林漁業政策確立の目標を掲げて全國農山漁民の總意を反映して戰時下農山漁村に對する至上命令としての増產計畫の遂行に邁進するの決意を表明するに至つたのである。

かくして十一月に入るや各種の農林水產用資材の配給問題着々として具體化するに至りたる處石油の問題のみは依然として決定を見るに至らず農村に於ては米穀の收穫調整期に際會し漁村にありては盛漁期に直面して石油の配給は未曾有の不圓滑に陥り名狀すべからざる困難に直面し政府に對する不滿愈々深刻なるものありたるに不拘政府はか

ゝる切實なる要求に耳を籍すこそすらなく問題發生以來實に三ヶ月を無爲に経過せしめたのである。

八、覺書の實施促進に對する全日本農山漁民 同盟の聲明

全日本農山漁民同盟ではかかる状態に放置すべきにあらずとなし十月二十七日左の如き聲明を發表し覺書の即時斷行を政府に要望したのである。

農林水產用石油配給統制ニ關スル聲明

石油ノ配給ニ關シテハ去ル九月二十三日商工省令ヲ以テ石油配給統制規則公布セラレ十月四日農林水產用石油配給統制實施細目ノ決定ヲ見タルニ不拘今日ニ至ルモ未ダ之ガ實施ニ至ラザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ農山漁村トシテハ從來ノ主張タル需要者團體ニ依ル一元統制ノ實現ヲ見ザル右細目ニ對シテハ固ヨリ贊意ヲ表シ得ザル所ナルモ今ヤ農山漁村ハ石油ノ逼迫其ノ極ニ達シ目前ノ事態ハ一日モ速ニ現物ノ供給ヲ必要トスル實情ニアリ即チ米穀調製上必要ナル發動機ノ利用スラナシ得ザル爲サナキダニ不圓滑ナル米穀ノ出廻ヲ

更ニ一層困難ナラシメ延イテハ重大ナル倉糧問題ヲ惹起セムトスルノ虞アルガ如キハ其ノ顯著ナル一例ナリ

然ルニ一部配給業者ノ間ニ於テハ既ニ吾人ガ其ノ是正ノ要ヲ指摘セル農林水產用石油ノ他用途ヘノ流出價格ノ不適正、配給ノ偏在、等ノ事實ニ對シテ何等改善策ヲ講セザルノミナラズ覺書ノ修正ヲ叫ビ農山漁村向石油ノ地方共販經由ヲ要求シ農山漁村ノ犠牲ヲ累加セントスルガ如キ暴論ヲ唱フルモノアリト聞ク政府ハ斷乎トシテカ、ル謬見ニ耳ヲ藉スコトナク既ニ決定セル所ニ基キ農林水產用石油ノ配給ヲ即時實施セラレムコトヲ要望スルモノナリ

昭和十四年十月二十七日

全日本農山漁民同盟

九、全日本農山漁民同盟協議會の開催

全日本農山漁民同盟では十一月二十五日東京市に協議會を開催し石油配給に關する省令並覺書に依る實施要綱の即時斷行要望を決議し關係方面に陳情した。

石油對策ニ關スル決議

農林水產用石油ハ本年五月以來特定セラレタリト雖其ノ供給ハ依然トシテ不圓滑ナリ、就中

漁業ニ就テハ今ヤ盛漁期ニ入りタルモ、極度ノ石油不足ノ爲出荷不能ニ陥リ銃後食糧ノ生産ハ著シク減退シツ、アリ。吾人ハ其實情ヲ再三具陳シ政府ニ善處方要望シタルニモ拘ラズ、既ニ十一月一日ヨリ實施スペキ省令並ニ實施要綱ノ實行ヲ徒ラニ逡巡シ、之ガタメ漁村ハ極度ノ混亂狀態ニ陥リツ、アリ前途憂慮ニ堪ヘズ。政府ハ省令並ニ實施要綱ヲ即時斷行スペシ。

右決議ス

昭和十四年十一月二十一日

全日本農山漁民同盟

一〇、配給要綱再度修正せらる

かくして問題發生以來半歳に亘りて農山漁村側が終始その實現を要望して止まなかつた農林水產用石油の需要者團體に依る一元配給の主張は刻々に變化する政府の態度と石油業者の反対運動の中に石油最盛需要期を無爲に経し需要者の切實なる要望を蹂躪して石油不足怨嗟の聲の中に葬り去られ十一月三十日に至り左の通決定發表せらるゝに至つたのである。

農林水産業用石油ノ配給ニ關スル件

農林水産業用石油ノ配給ニ關シテハ曩ニ農林、商工兩省ニ於テ覺書ヲ交換シタルガ其ノ後兩省ニ於テ右覺書ノ運用ニ關シ協議中ノ所今般左ノ通決定ヲ見タリ

一、覺書甲號及乙號ノ運用ニ當リ全購聯及全漁聯ニ於テ中央共販機關ヨリ配給ヲ受クル石油ノ年間數量ハ左ノ通之ヲ定ム但シ右數量ノ道府縣割當ニ付テハ別途協議スルコト

重油 五萬奸

燈油及輕油 二萬三千奸

二、右數量ヲ變更スル必要ヲ生ジタル場合ニハ別途農林、商工兩省協議ノ上之ヲ決定スルコト

三、從業產業組合系統及漁業組合系統ニ於テ購入シ居リタル重油燈油及輕油ノ全數量ヨリ前掲ノ數量ヲ夫々控除シタル殘量ノ配給ニ付テハ從前ノ取引條件ニヨル事

四、(以下略)

一一、十一月卅日決定の内容

(一) 決定内容頗る不公平である。

十一月卅日の決定は畢境、曩の覺書の原則は存置してゐるが全購聯全漁聯の取扱數量算出はその原則に基かずして取り敢へず年間の數量を

定めたといふのであつて甚だ公明を欠く措置であると謂はざるを得ない。即ち之を數量に於て摘示すれば次の如くである。

一、燈油

(一) 農林水產用需要概數

二五〇、〇〇〇奸ノ内

(二) 十月三日兩省申合要綱ニヨル場合ノ數量

七四、二七七奸

(イ) 全購聯ノ系統配給スペキ數量
備考 全聯購ニ於テ全國產業組合ニ就テ調査(昭和十三年度基準)セルモノナルモ、

共同施設事業用所要量ノ内十五縣ハ調査中ニテ右ニ含マレズ

(ロ) 全漁聯ノ系統配給スペキ數量

五四、六七四奸

(ハ) 右ノ計

一一八、九五一奸

(三) 右ニ對シ十一月三十日決定ヲ見タル數量

一二三、〇〇〇奸

二、重油

(一) 農林水產用需要概數

四〇〇、〇〇〇奸ノ内

(二) 十月三日兩省申合要綱ニヨル場合ノ數量

一〇、八〇八奸

(イ) 全購聯ノ系統配給スペキ數量

一、六四五奸

備考 全購聯ニ於テ全國產業組合ニ就テ調査セルモノナリ

(ロ) 全漁聯ノ系統配給スペキ數量

一二一、三四五奸

(タンク容量總計)

一二、四四七奸

備考 同前

一四二、一五三升

五〇、〇〇〇升

(ハ) 右ノ計

(三) 右ニ對シ十一月三十日決定數量

(二) 共販會社組織の配給では公正を期し得られない

右の如くであるから若し十一月三十日決定が實行されることになれば實際問題としては農林水產用石油の大部分は次の如き共販會社下の配給組織を通じて取扱はれることとなる。

中央共販會社道府縣卸賣會社小賣業者消費者然しこれでは從來の方
法を形の上だけ整へたもので公正な配給を期待することは絶対に出
來ないのである。即ち從來の特約店には株主として配當を與ふるのみなら
ず更に過去の實績を基礎として從來の營業權を評價しそれに應じて
會社の利益を分配する仕組であり、又消費者に直接してゐる町村に
於ては從來通りの小賣業者の雜多、其無統制な配給に放任してゐる
のであつて、斯かる一、二の點を指摘するのも公正、低廉、適確の

配給を期し得られないことは既に明かである。斯かる石油資材の配
給を以ては絶対に農林水產物增産計畫の確保に資することは期し得
られないそれは明白であると言はなければならぬ。

一一、斷然是正を要望す

こゝに於て全日本農山漁村同盟は十二月四日左の聲明を發表、全國
の農山漁村は農林水產用石油配給問題の重大性に就て再度政府の反省
を要望して立ちあがらざるを得ないことになった。

農林水產用石油配給ニ關スル聲明

今回農林商工兩大臣ノ折衝ニ依リ決定セル農林水產用石油配給方法ハ曩ノ兩省覺書ノ諒旨ニ
反シ產業組合及漁業組合ノ配給數量ハ甚シキ減少ヲ示セリ
即チ覺書ニ依リテ調査シタル數量ハ燈輕油一二八・九五一升、重油一四二・一五三升ナルニ不
拘今回ノ決定數量ハ燈輕油二三・〇〇〇升、重油五〇・〇〇〇升ニシテ之以外ノ農林水產用石
油ノ大部分ハ依然トシテ從米ノ配給機構ニ依リ配給セラル、コト、ナレリ右ハ事實上覺書ノ
再修正ニ等シク假令町村以上ノ配給組織ハ共販會社ノ統制下ニ一應整備セラル、トスルモ町
村ニ於ケル配給者ト消費者トノ間ハ現狀ノ儘ニシテ何等改善ノ途ナシ從テ依然トシテ開取引

ノ根絶ハ期シ難ク他用途ヘノ轉用ヲ防止シ得サルコト明白ナリ
斯ル配給方法ニ依リテハ農山漁村ハ戰時増産計畫ノ達成不可能ニシテ前途寔ニ寒心ニ堪ヘサ
ルモノアリ依テ吾人ハ速ニ政府ノ再考ヲ促シ農林水產用石油配給方法ノ是正ヲ要望スルモノ
ナリ

昭和十四年十二月四日

全日本農山漁民同盟

昭和十四年十二月十八日印刷納行【代勝寫】
昭和十四年十二月廿三日發行
発行所 全日本農山漁民同盟
編輯者 東京市麹町區有樂町一ノ二
發行者 德永清次
印刷者 東京市本郷區弓町一ノ二
桑田まさ
印刷所 東京市本郷區弓町一ノ二
桑田印刷所

終